

第38回 福井市景観審議会 議事録

1. 日 時 平成30年9月18日（火） 13時30分から15時30分まで

2. 場 所 福井市役所本館8階 第8会議室（A）

3. 出席者

（1）委員：11名

野嶋慎二委員（会長）、西畑敏秀委員（副会長）、板倉満代委員、伊登雅子委員、
織田法雄委員、加藤美子委員、嶋田博文委員（代理：宮井氏）、仁科章委員、
萩原雅広委員（代理：三崎氏）、藤澤芳一委員、三寺潤委員

（2）事務局

國枝都市戦略部長

[都市整備室] 海道室長、新田副課長、松井課長補佐、中津副主幹、山口主査、岡本主事

4. 会議次第

1 開会

2 挨拶

3 報 告 福井市の景観行政について

4 議事

（1）福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について

資料1-1, 1-2

（2）景観重要公共施設の指定について

資料2

5 その他

6 閉 会

5. 議事録

司会 (松井課長補佐)	第38回福井市景観審議会の開会。 都市戦略部長あいさつ。
國枝部長	<あいさつ>
司会 (松井課長補佐)	事務局紹介。 委員の出席確認。全13名の委員のうち出席11名、欠席2名で、過半数の出席なので成立。 以後の議事の進行については、野嶋会長にお願いします。
野嶋会長	それではまず、報告「福井市の景観行政について」事務局から説明をお願いします。
中津副主幹	報告「福井市の景観行政について」 スライドで説明。
野嶋会長	ありがとうございました。ただ今のご説明で何かご質問とかご意見とかありましたらお願いします。 <特に無し> よろしいでしょうか。また何かありましたら後でご質問を受けたいと思います が、次に進めさせていただきます。 議事(1)福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について、説明を事務局からお願いいたします。
岡本主事	議事(1)福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について 資料1-1、1-2に基づき説明。
野嶋会長	ありがとうございました。 それでは、ただ今の説明について、ご質問ご意見をお願いします。
野嶋会長	(説明の)最後の方の、シンボルロードとお堀沿いの区域の設定だが、大街区で再開発をするかどうかは分からないが、そういう可能性があった場合はどのようにコントロールするのか、確認しておきたい。
中津副主幹	建築物などについては届出制度の中で誘導している。それとは別に、景観デザイン調整がある。景観デザイン調整の対象となる案件は、公共事業や公共が支援を行う事業(公共性が求められる事業)である。例えば、再開発のような事業は、景観デザイン調整の中で誘導を凶っていくことになる。 昨年度の審議会でも大きな事業のコントロールは難しいのではないかという意見があった。そのような事業については、景観デザイン調整の中できめ細かく、事業にあわせた調整を行っていくという方針である。
野嶋会長	運用の中で、フレキシブルにやっていくという認識でよろしいか。
中津副主幹	大街区についての話になると、景観デザイン調整の中で協議することになると思う。
野嶋会長	そういうことを心配されていると思う。 シンボルロードの部分が皮一枚になっていて、裏側も含めて再開発するときに

どのようなコントロールがあるか、コントロールされるかということが心配されると思う。

皮一枚というときに、看板等なら可能だが、形態規制になってくると建築需要を奪ってしまう。運用が大事だと思うので、その辺をお願いしたい。

中津副主幹

周辺の状況や考え方を含めた総合的な調整になると思う。

野嶋会長

そういった大街区で再開発が行われる場合、どちらのコントロールが優先されるかとか、フレキシビリティがあるのかということをもっと考えておいた方が良い。

織田委員

業界を代表してきており、説明していかなければならない。先ほど説明があったように、3回の説明会を開催しているが、地域の方に対して了解は取っているのか。業界の人間も何人かここ（のエリア）にいると思うが。

中津副主幹

あくまでも行政が指定するものであるため、同意という手続きはない。ただし、事前に説明会を開催して、大きな反対がないかを確認しながら進めている。説明会でも質問や意見はあったが、指定そのものについて反対されたという状況ではないため、市としてもこのまま進めていきたいと思う。

織田委員

住んでいる人の負担が大きい。

ここの広告物を見ても、行政が作った広告物であって、一般の方が広告物を出したいというときに、ここまでお金をかけられるのかどうか。

ここにいらっしゃる方が、そういうことに対して、色はこうですよとか、説明をして納得されていれば良い。

あと、(区域図の)赤枠の所の人に対してやっているが、その中はどうなのか。県庁や市役所がある一角だ。県庁から見て外枠に対して言っているが、中に建物がある。それはおかしくないのか。

中津副主幹

説明会のときは、基準の話だけでなく、どのような手続きがあるのか、行政からどのような支援を受けられるのか、併せて説明をしている。質問の中で手間の話も出たが、そこも含めて説明をしながらご了解をいただいていると考えている。

県庁や市役所などの福井城址公園ゾーンは、福井城址の核となる部分として、平成27年度に先行して指定をしている。当然、景観形成の基準については、城址周辺ゾーンよりも厳しい基準を適用している。

県庁や市役所、一部民間の建物もあるが、説明をする中でご了解をいただいて、平成27年度に指定をしている。今回指定する福井城址周辺ゾーンは、それよりも厳しい基準ではない。ただ、お堀沿いについては、建物や看板の色彩に配慮していただきたいということで、福井城址公園ゾーンと同じような基準を福井城址周辺ゾーンでもお願いしていきたい。それ以外のところについては、都心部ゾーンなどと変わらないような基準を設定している。

織田委員

今度、中核市になるが、我々組合でも前からなつた方が良いという話をしてきた。

広告物については、県から市に下りてくると思うが、あまり肩肘を張らずに福井を良くしていくという形でやっていただきたい。あまり規制をかければ良いという訳でもないという気がしている。

仁科委員

仮にお堀の東側で家を新築する場合に、設計を業者をお願いする。

そのときに、ここではこんな基準があって、この色は駄目だとかやり取りがあるのだと思う。そうすると、建築業者がそのような指導が出来るよう、この内容を知っていなければならない。こういった基準があるということを説明して、設

計したものを（施主に）提案しなければならない。そうした業者の方などを集めた説明会などを開いて指導していかないと、情報が入っていかない。

実際に（市の）指導に従わなかった場合の罰則規定などはあるのか。作られてしまったので仕方ないとなってしまうのか。

中津副主幹

周知を行う期間があるが、住民だけではなく、建築関係や建設関係、広告物関係などの関係団体にも周知を行う。具体的には、チラシや冊子を関係団体の送付物に同封していただいたり、会報誌に載せたり、個別に対応しながら、すべての関係者に届くよう広報したいと考えている。

届出というのは、あくまで行政に対する通知であるが、通知をしなかった場合には罰則の規程がある。実際の所は、通知がなかった場合には報告を求めることができるというルールがあり、事前に通知がなかったとしても報告をいただければ罰則を適用するという事はほとんどない。これまで福井市では、罰則を適用したケースはない。

色などを守らなかった場合、景観法に基づいた手続きとして、最終的には強制力をもった行政からの命令という形をとることは可能である。実態としては、必須基準の色彩が、協議の結果、最後まで守られずにそのような事に至るケースはない。通常のお願ひの中で守っていただいているというのが実情である。ただ、万が一の場合は強制力をもった対応ということもルール上は可能である。

板倉委員

確認だが、建築士会の立場で入っている。建築指導課と事前協議などを行うときに、そことの連携として、景観の規制がかかるという助言は建築指導課から受けることができるのか。

中津副主幹

建築計画協議書を内部で確認しているが、その中で届出対象規模のものがあつた場合には、こちらから事前に連絡をしている。

板倉委員

そういったものがウェブで分かった方が良い。

中津副主幹

広告物の手続きについては別のページがあるが、（関係課が）相互に掲載することで分かるようにしている。ただ、手続きが色々あるため、今後分かりやすいホームページ作成に努め、随時改善を図っていきたいと思う。

板倉委員

もしくは、福井市のウェブで用途地域などが分かるようになっているが、そこで景観条例にかかる場所というのが分かるようになっているのか。

三寺委員

関連すると思うが、基準が難しいと思う。（資料1-1の）3ページの「周囲の景観との調和に配慮した形態とする」とあるが、周囲の捉え方をどうするか、それぞれ価値観が違う。デザインを提示するのは中々難しいと思うが、城址周辺のイメージが分かるような風景があると、基準の住み分けができると思う。どのような判断基準をもって、市として指導していくのかが気になる。

中津副主幹

景観の協議はなかなか難しい部分があると考えている。城址周辺のエリアであっても、実際建築する場所によって周辺景観の捉え方は変わってくる。

これまでも景観計画の概要版をつくっているが、今回もできるだけイメージがしやすいように、写真などを盛り込んでいきたいと思っている。ただ、1つのイメージで示すのは景観上、なかなか難しい。実際のところは、届出の協議の中で一緒に考えていくことになると思う。

板倉委員

配布物でも伝えきれないところがあると思う。やはりウェブで見せることで、建築関係者だけではなく、住民の方も興味のある人は辿り着けるようなアプローチを作っていただきたい。

色彩でも、彩度や明度の範囲を囲っても非常に幅が広いので、福井市としてはこういう方向に行きたいという、もっと踏み込んだ目標が見られると良い。

野嶋会長

よろしいか。

それでは先に進めていって、気がついたことがあれば後で承ることとして、(2)景観重要公共施設について、説明をお願いします。

山口主査

報告(2)景観重要公共施設の指定について
資料2に基づき説明。

野嶋会長

ありがとうございました。

それでは、これまでの説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらよろしくをお願いします。

藤澤委員

確認だが、運用方法について。例えば数年に1度担当者が変わったり、順番に異動されたりすると思うが、計画の持続性や確実性を担保するために、定期的に連絡協議会を開くとか確認を行うなどしていく予定があれば教えて欲しい。

あと、昨年災害で色々と重要な公共施設が破壊されるという事態があったが、そうした災害(対策)は、通常の公共事業と異なり、復旧には速効性が必要となる。その中で、予算申請の中でヒアリングを行っていくと思うが、そうした工程と計画とのすり合わせがどういった形でされているのか。

また、対象となる事業の規模要件について、検討途中だったと思うが、最終的にどのような方針となったのか。

中津副主幹

新たに協議を行う場を設けるというよりも、現況として、公共施設を整備する際は、関係者が集まって協議を行う場があると思う。既存の協議の場でも、このような話ができるかどうかについて、今後施設管理者と協議し、調整を図っていきたく思っている。

専門部会の中で運用の手続きについても議論していただいている。(スライドを見ながら)協議の手続きをルールとして定め、行政としてしっかりと運用していきたく思っている。この手続きについては、景観重要公共施設の指定と並行して定めていきたい。

現在の案として、公共施設を整備する際は、事前に各施設管理者と協議を行いたいと思っている。なお、災害復旧などの緊急的な措置を要するものについては原則、協議は適用しない。ただ、災害復旧の後、本復旧がある場合には、その中で協議をしたいと思う。中には、協議が難しいケースもあると思うが、手続き自体は法に基づくものではないため、柔軟に対応したいと考えている。

対象規模については、福井市全域で指定する景観重要公共施設については、大規模な整備を対象にしたいと考えている。ただ、景観形成重点地区である「都心地区」、「越前水仙群生地区」、「一乗谷地区」については、原則的にすべての事業(改修等を伴う事業)を協議の対象にする。

協議の手続きについては、引き続き国、県、市の各施設管理者と協議をしながら運用していきたく。

野嶋会長

他に何か。

織田委員

このことに合っているか分からないが、一乗谷のことで。

一乗谷へは高速道路からしか行けない。武生や鯖江から山を越えて一乗谷に行くのだが、前に言われたのは、「一乗谷に最も安全に行くにはどうやって行けば良いか」ということだ。そうすると、やはり高速道路から下りていただくのが一番良い。武生の紙すきなど色々あるが、トンネルで繋ぐなど、関連したもので一体的な道路を作れないか。福井市だけの話題では無いが。

もう一点、昨日高速道路で敦賀から帰ってきたが、県外の車がかなり走っている。鯖江 IC の次が福井 IC だが、福井 IC でほとんど下りずに通り過ぎていく。そこまでに一乗谷の史跡の案内などを表示しては駄目なのか。福井 IC と書いてあっても、全国的に（名前が）分かっているならば良いが、一乗谷も全国区では無い。永平寺は全国区だが。そのような、一乗谷や道の駅の表示というのは、北陸自動車道では無理なのか。

仁科委員 高速道路では中々無いのではないかと。（車の）スピードが出ているので、他の県でも無いと思う。

織田委員 名神高速道路から（北陸自動車道に）入るときには、金沢ではなく福井と書かれている。あれは良いと思う。金沢と書かれていると福井が埋もれてしまう。福井がこっちだというのが分かる。

海道室長 観光目線での質問だったと思う。一乗谷という観光地があって、紙すきなどの南越の施設との連携についてだが、行政的な回答で申し訳ないが、県によって広域的に整備できないかという要望になってくるので、今の話を伝えていく。

高速道路の走行中に、インターで観光関係の案内ができないかということも同様に、ネクスコの条件もあり、難しい面もあると思うが、調べさせていただく。

織田委員 違う話で申し訳ないが。

藤澤委員 今の話だが、最近の観光に関する情報提供の仕方というのが、かなり変わっている。ナビの発達であったり、若い人などは SNS で事前に調べてから出かけるという観光スタイルが主流になってきている。以前は看板で行き当たりばったりであちこちに行くスタイルだったが、これからは電子媒体で案内していくのが主流になっていくので、そのような（景観面も考えて案内看板を乱立させるような）方針では無い方が良くと思う。

野嶋会長 ありがとうございます。他に何かありますか。よろしいでしょうか。

西畑副会長 では意見だけ。これだけのボリュームがあるが、会社の運営でもそうだが総論が非常に大事で、目指す所があって事細かく書かれて良くまとめられたと思う。例えば、「豊かな自然と人の生活が融和した」とか「歴史が実感できる」とか、総論としては非常に良いが、そうではない現状をしっかりと調べて欲しい。それを無くせばそうなるということ、運用が非常に大事だ。

素晴らしい目標が掲げられているが、実際、私も地元の間人としてがっかりするような風景に多く出会う。最近、富山や近江八幡に行くと「出来ているな」と実感するが、こういうプロセスを踏んだ上で、結果として出来ている所があるので、福井も大きな目標に向かって是非進んで行って欲しい。

現状の出来ていない所、整備前と整備後の写真があったが、そうではない所がたくさんあるので、それを記録していくなどして、「これが無くなる」とか「こうしていく」というコミットメントというか目標であって欲しい。机上の空論に終わらないように、これだけまとめたものを実行していただきたい。意見だ。

野嶋会長 ありがとうございます。今言われた通りだが、規制で終わってしまうと良いものできない。それをいかにデザインまで働きかけられるかが重要で、それは運用にかかっていると思う。それを含めてお願いしたい。

野嶋会長 よろしいか。
色々意見を頂いたが、それらを踏まえて福井市に答申を行いたいがよろしいか。内容については私に一任していただいてもよろしいか。

野嶋会長

(異議なし)

それではそのように答申していく。

以上で本日の審議は終了する。事務局に進行をお返しする。

司会

(松井課長補佐)

第38回福井市景観審議会の閉会。